

欧州連合（EU）、米国、オーストラリア、日本における違法伐採規制法の比較

	☑ 合衆国レーシー法	☑ EU 木材規制	オーストラリア違法伐採禁止規制 ☑	☑ 日本のクリーンウッド法
違法木材の定義	木材は、植物保護に関する国内法および外国法に違反すれば、違法となる。	木材は、原産国の関連法に違反すれば、違法となる。	木材は、原産国の関連法に違反すれば、違法となる。	木材は、原産国の関連法に違反すれば、違法となる。
実際的な検討	違法木材の定義においては、EU、日本、オーストラリアの各国の法律は、原産国で施行されている法律に対する違法行為に関するものです。これらの法律は、例えば、国の法令、原産国が批准した国際規約、および慣例法などです。アプローチが多少異なるのが合衆国レーシー法で、植物保護に関するすべての国内法および外国法を指します。			
主要要件	違法木材の取引は違法。事業者が「十分な注意」を証明できれば、罰金が少なくなる場合があります。輸入業者は、特別な申告書を提出しなければなりません。	違法木材を市販化することは違法。「十分な注意義務」を行う義務	違法木材の輸入や加工は違法。「十分な注意義務」を行う義務	違法木材の取引禁止は定められていない。合法的な伐採木材を使用する法的義務はないが、そのような木材を使用するよう最善の努力をする法的義務がある。 合法的に調達された木材の使用を周知徹底する対策を講じる事業者は、認定登録を受けることができ、その後、「十分な注意義務」を実施する必要があります。「十分な注意義務」の基準に関する詳細は、2017年5月23日付省令に記載されています。

<p>実際の検討</p>	<p>EUとオーストラリアの「十分な注意義務」の概念と米国の「十分な注意」の概念には類似性があります。その基本的な考え方は、木材の違法伐採のリスクを評価し軽減するために、その仕入先に関する主要な情報を入手することが事業者に義務付けられているということです。実際、事業者は3カ国それぞれの法律を順守するためにほぼ同様の手順を行うことになります。「適正な」十分な注意義務/十分な注意の内容を規定する定義はなく、各事業者とその仕入先の個々の状況によって決まります。例えば、違法性のリスクが高いことを示す、信用できる公開された情報がある場合、その国の木材を取り扱う場合には、より細心の十分な注意義務が期待されます。日本では事業者が自主的に事業を登録しています。事業者は、認定登録されると、「登録事業者」の認定資格を使用することができ、「十分な注意義務」を実施することが求められます。オーストラリアでは、2017年10月、政府はFSCおよびPEFC認定製品について「みなし順守」取り決めを発表しました。これにより、そのような製品の「十分な注意義務」が免除されます。この提案は、2018年2月に上院で否決され、認定製品の「十分な注意義務」が維持されました。</p>			
<p>被規制当事者</p>	<p>サプライチェーンの全企業。輸入業者は、特別な申告書を提出しなければなりません。</p>	<p>主要な要件は、「EU市場に最初に木材を投入する」企業である「事業者」に適用します。</p>	<p>主要な要件は、木材/製品をオーストラリアに輸入する事業者、およびオーストラリアに拠点を置く、国内で育った原木を加工する事業者に適用します。</p>	<p>主要な要件は、木材の製造、加工、輸入、輸出または販売（消費者への販売を除く）に参与する登録事業体、および建築や建設に木材を使用する登録事業またはその他木材関連事業にのみ適用されます。</p>
<p>実際の検討</p>	<p>米国、EU、オーストラリアでは、木材の輸入/最初の市販化を行うすべての事業体に適用される重要な要件があります。事業体は、違法木材の取引禁止に必要な木材に関する重要な情報を知り、十分な注意義務や十分な注意を払う必要があります。日本では、対象の木材の法的な原産地を確認する情報へのアクセスおよび記録に関する具体的な要件は、自主的に登録した事業体に適用されます。</p>			
<p>製品の範囲</p>	<p>木を含むすべての植物。科学的研究や移植される植物の場合など、一部例外があります。</p>	<p>EUTRの附属書に規定されている木材および木材製品の定義リストに適用されます。</p>	<p>違法伐採木材の輸入または加工の禁止は、全ての木材または木材製品に適用します。十分な注意義務の要求は、木材/製品の定められたリストにのみ適用します。</p>	<p>二次法で定義されています。</p>

<p>実際のな検討</p>	<p>各法律が対象とする製品には、違いがあります。</p>			
<p>執行強制および罰則</p>	<p>合衆国では、いくつかの専門政府部門によって執行されます。木材 / 製品の没収だけでなく、民事罰と刑事罰の両方が可能です。刑事制裁には、企業に対する US\$500,000 以下の罰金と、5 年以下の禁固刑が含まれます。</p>	<p>EUTR は、EU 加盟国の各国で、「管轄当局」によって執行されます。罰則は EU 各国で異なり、罰金、懲役、貿易の禁止、差し押さえ、違法木材の破棄などがあります。</p>	<p>ILPR は、オーストラリア連邦政府農業・水資源省によって実施されています。最高の罰則には、5 年間の懲役および/または企業に対して最高 AUD\$425,000 の罰金が含まれます。十分な注意義務要件への違反の場合、民事罰が適用されます。オーストラリア政府は、2018 年 1 月 1 日に「ソフトスタート」コンプライアンス期間を終了しました。これにより、以前に適用対象であった政府は、重大または意図的な違反だけでなく、ILPR のどのような違反も民事罰の対象として追及していることとなります。</p>	<p>日本のクリーンウッド法は、農林水産大臣と木材関連事業を担当する大臣によって施行されます。登録団体（登録団体ではなく登録を行う団体）の最高罰則には、1 年以下の懲役または最高 50 万円の罰金が含まれます。登録された団体は、登録認定を誤って使用した場合、最高 30 万円の罰金を科せられます。十分な注意義務を順守しない場合、登録企業の登録は取り消されることはありますが、金銭的罰金は適用されません。</p>
<p>実際のな検討</p>	<p>米国、オーストラリア、EU で執行機関は、例えば対象の木材が違法であると疑われる、または事業者がリスクの軽減を行っていない木材に係る違法性のリスクが高いと疑われる場合は特に、定期検査・現地検査または情報に基づく臨時検査を実施しています。日本ではこうした検査はまだ実施されておらず、検査の頻度は今後定めることとなりますが、書類審査と現地調査は実施される見通しです。</p>			



本文書は、英国政府の英国補助金から資金を得ています。本文書に含まれる情報は、著者単独の責任で執筆したものであり、英国政府の公的政策を必ずしも反映しているものではありません。また、本文書は翻訳であり、原本については、英語版を参照してください。